

## 婚姻の解消または取消し（離婚）後300日以内に生まれた子の出生届出の取扱いについて

平成19年5月21日から、婚姻の解消または取消し（離婚）後300日以内に生まれた子のうち、婚姻の解消または取消し（離婚）後の懐胎であることを医師の作成した証明書により証明することができる事案については、次のとおり出生の届出をすることができます。

### 届出の原則

父母離婚後300日以内に生まれた子は、民法第772条により前夫の子と推定されるため、前夫を父とする嫡出子出生届をしなければならない。

民法第772条 第1項 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。

第2項 婚姻成立の日から200日を経過した後または婚姻の解消もしくは取消しの日から300日以内に出生した子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。



### 5月21日以後の届出

一定の様式による医師の作成した証明書を提出することにより、前夫を父としない非嫡出子出生届（母が再婚している場合には、後夫を父とする嫡出子出生届）をすることができます。

詳しくは、旭川地方法務局戸籍課（☎0166 53 3174）または役場保健福祉課戸籍年金係（☎52 2144）まで

北海道苦情審査委員制度をご利用ください  
道政相談センター  
☎0111 2004 5022

苦情審査委員へ

道の仕事に関して、皆さん自身の利害にかかわる苦情は、「苦情審査委員」に申し立ててください。

簡易な手続きで、苦情審査委員が中立的な立場から道の業務や制度の内容を調査するなど、苦情の解決に向けて迅速に処理します。

なお、個人情報の保護には十分配慮します。

苦情の担当窓口は、道庁の「道政相談センター」のほか、各支庁にある「道政相談室」です。

制度の概要と苦情申立書をセットにしたリーフレットがありますので、上川支庁道政相談室（☎0166 46 5903）までご連絡ください。

また、制度の概要は北海道のホームページからご覧になれます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>

## 平成19年度北海道警察官採用試験

受付期間	8月8日(水) 8月22日(水)		
第1次試験日	9月16日(日)		
採用予定日	平成20年4月以降		
受験資格	A区分	学歴	学校教育法による大学（短期大学を除く。）などを卒業した方（平成20年3月卒業見込者を含む）
		年齢等	昭和52年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた男性
	B区分	学歴	A区分以外の方
		年齢等	昭和52年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた男・女
その他	試験に関する詳細は、富良野警察署（☎22 0110）にお問い合わせください。		

## 運転免許証更新時講習

（財）富良野地方交通安全協会  
☎22 0110（内線456）

### 優良講習（30分）

8月3日(金) 13時から

8月15日(水) 13時から

### 一般講習（1時間）

8月3日(金) 14時から

8月24日(金) 13時から

### 初回講習（2時間）

8月15日(水) 14時から

### 違反講習（2時間）

8月10日(金) 13時から

8月24日(金) 14時30分から

### 講習会場

富良野市西麻町1番1号

富良野地域人材開発センター

講習を受ける前に、必ず警察署で免許更新手続きを行ってください。